

日本学術会議「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」第2回会合
平成20年10月29日(水)
於 日本学術会議

イギリス高等教育の質・水準保証

－学問領域別質・水準保証の考え方、背景、特質－

安原義仁(広島大学大学院教育学研究科教授)

はじめに

I 大学教育・高等教育の質・水準とは何か

- (一)「質」と「水準」の定義
- (二)学位・資格の種類と名称と等級
- (三)「卒業」と学位

II 質・水準保証システムの基本構造

- (一)自己点検・評価(Institutions' internal quality assurance processes)
 - (1)大学・高等教育機関の設置形態
 - (2)学位授与権と「大学」の名称使用
- (二)自己点検・評価の仕組み
 - (1)モニタリング
 - (2)レビュー
 - (3)学外試験委員制度(External Examining)
- (三)高等教育質保証機構(The Quality Assurance Agency for Higher Education, QAA)による第三者評価(External quality assurance)－その基盤的枠組み(Academic Infrastructure)－
 - (1)高等教育資格の全英的枠組み(Frameworks for higher education qualifications)
 - (2)学問領域別学位水準基標(Subject benchmark statements)
 - (3)教育プログラムの特定化(Programme specifications)
 - (4)良き実践例(Code of Practice)

Ⅲ 学問領域別学位水準基標 (Subject benchmark statements)

- (一) 基本的考え方
- (二) 歴史学の事例
- (三) 最近の動向

Ⅳ 何故、学問領域別質・水準保証なのか

- (一) 教養教育観の伝統と優等学位試験制度
- (二) 高等教育のマス化と二元制度の解体
- (三) 『デアリング報告書』
- (四) ボローニア・プロセス

Ⅴ イギリス的特質と示唆

- (一) 歴史的経験の蓄積(自治法人団体、規範モデル、教養教育観、学外試験委員制度、ピアレビュー等)
- (二) 「学位」と「大学」へのこだわり(学位授与権、優等学位制度、学位の等級分類、二元制度、アカデミック・ドリフト等)
- (三) 研究と教育の捉え方(academic standards, 学士課程、研究組織と教育組織の分離等)
- (四) 大学連合組織(学長委員会など)や学協会・専門職団体の役割

おわりに

表1 大学評価に関する用語の定義

quality (質)	教授 (teaching)、学習 (learning) その他高等教育の関連側面(学生に対するガイダンスなど)の質 (quality)
standards (水準)	学生が達成した高等教育の到達度と資格
quality assurance (水準保証)	個々の大学・高等教育機関によるものであれ外部機関によるものであれ、教授と学習における質と水準の維持にかかわるあらゆる事柄
quality control (質の管理)	個々の大学・高等教育機関が、自ら設定した高等教育の目標についてその到達度をチェックする手順・手続き
quality assessment (質の評価)	高等教育財政機関が補助金支出の条件として、個々の大学・高等教育機関で提供されている高等教育の質を評価する手順・手続き
quality audit (質の監査)	個々の大学・高等教育機関における水準保証システムについて、高等教育水準保証機構 (Quality Assurance Agency for Higher Education, QAA) が実施する外部評価 (external evaluation) の手順・手続き
quality enhancement (質の向上)	質を向上させるための方策ないしシステム

表2 HEFCE による評価の項目、観点と結果の分類
(イングランドと北アイルランドの場合)

評価項目	
1. カリキュラムのデザイン、内容、組織 2. 教授、学習、評価 3. 学生の進歩・達成度	4. 学生に対する支援とガイダンス 5. 学習資源 6. 水準の保証と向上
評価の観点	
1. 学生の学習経験および達成度が学習プログラムの提供者 (subject provider) によって設定された目標 (objectives) に合致するのに、上記の各項目はどの程度寄与しているか。 2. 設定された目標、ならびにそれらの目標の達成度は、学習プログラムの提供者によって設定された目的 (aims) に合致しているか。	
評価結果 (4段階に分類される)	
1. 学習プログラムの提供者によって設定された目的・目標は合致していない。修正されねばならない重大な欠陥がある。 2. この項目は設定された目標の達成に一応の (acceptable) 寄与は為しているが、相当の (significant) 改善余地がある。学習プログラムの提供者によって設定された目的は概して (broadly) 合致している。 3. この項目は設定された目標の達成に相当の (substantial) 寄与を為しているが、なお改善の余地がある。学習プログラムの提供者によって設定された目的は概して合致している。 4. この項目は設定された目標の達成に十分な (full) 寄与を為している。学習プログラムの提供者によって設定された目的は合致している。	
上記6項目のそれぞれに2かそれ以上の点数 (grade marking) が与えられる場合、当該学問領域ないし学科群の教育活動は「水準保証付」(Quality Approved) として評価される (4×6の24点満点)。	

表3 イングランド、ウェールズ、北アイルランドの高等教育資格枠組み

レベル		該当する資格の例
1 サーティフィケート (Certificate)	Cレベル	Certificates of Higher Education 高等教育サーティフィケート
2 中級 (Intermediate)	Iレベル	ordinary (Bachelors) degrees 普通 (学士) 学位 Foundation degrees 基礎学位 Diplomas of Higher Education 高等教育ディプロマ other higher diplomas 他の高等ディプロマ
3 優等 (Honours)	Hレベル	Bachelors degrees with Honours 優等学士学位 Graduate Certificates 卒後サーティフィケート Graduate Diplomas 卒後ディプロマ
4 修士 (Masters)	Mレベル	Masters degrees 修士学位 Postgraduate Certificates 大学院サーティフィケート Postgraduate Diplomas 大学院ディプロマ
5 博士 (Doctoral)	Dレベル	Doctorates 博士学位

出典：The Quality Assurance Agency for Higher Education 2001, *The framework for higher education qualifications in England, Wales and Northern Ireland - January 2001*.

吉川裕美子「イギリス高等教育の学位枠組への動向—高等教育資格枠組み導入の背景、概要、展望—」
『学位研究』第14号、平成13年。